

条文との関連性の凡例		
適用欄	○	適用対象
	×	適用対象外
申請欄	◎	申請書本文に変更のある申請対象条文
	○	申請書本文に変更はないが、添付書類に変更のある申請対象条文
	●	申請書本文及び添付書類の変更が無い申請対象条文
	×	申請対象外

条文整理表（詳細版）

章	条	項	号	条文	条文との関連性			適用及び申請理由	本申請に係る本文記載*
					適用	4号申請	3号申請		
第2章 設計基準対処施設	第四条 地震による損傷の防止	1	—	設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。	○	●	×	(適用○理由) 設計基準対象施設に対する要求であり、燃料集合体は当該施設であるため適用対象。 (4号炉 申請●理由) 本要求に対する設計方針は、本文五号ロ.(1)(i)g.に記載しているが、燃料集合体の仕様(「本文五号ハ.(2)(ii)燃料被覆材の種類」等)を変更していることから改めて本設計方針を示す必要があるため本条文は申請対象。 なお、設計の詳細は設工認において説明するが、許可段階においては設計方針に変更が無いことを補足説明資料にて示す。 (3号炉 申請×理由) 3号炉設備に変更は無いことから申請対象外。なお、本条文は気象資料の更新の影響を受けない。(以下、第四条の3号炉申請対象外条文について同様)	【本文五号】 ・ロ.(1)(i) (変更なし)
		2	—	前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。	×	—	—	(適用×理由) 第四条第1項で用いる地震力に対する要求であり、地震力に変更は無い為、適用対象外。	—
		3	—	耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	—	—	(適用×理由) 耐震重要施設に対する要求であり、燃料集合体は耐震重要施設では無いため、申請対象外。	—
		4	—	耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	—	—	同上	—
		5	—	炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	○	●	×	(適用○理由) 炉心内の燃料被覆材に対する要求であるため、適用対象。 (4号炉 申請●理由) 本要求に対する設計方針は、本文五号ロ.(1)(i)g.に記載しているが、燃料集合体の仕様(「本文五号ハ.(2)(ii)燃料被覆材の種類」等)を変更していることから改めて設計方針を示す必要があるため本条文は申請対象。 なお、設計の詳細は設工認において説明するが、許可段階においては設計方針に変更が無いことを補足説明資料にて示す。	【本文五号】 ・ロ.(1)(i)g. (変更なし)
		6	一	兼用キャスクは、次のいずれかの地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	—	—	(適用×理由) 兼用キャスクに対する要求であるため、適用対象外。	—
		二	兼用キャスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかにかわらず判断するために用いる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定めるもの	×	—	—	同上	—	
7	—	兼用キャスクは、地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。	×	—	—	同上	—		

第六条 外部からの衝撃による損傷の防止	1	—	安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	○	●	×	（適用○理由） 安全施設に対する要求であり、燃料集合体は当該施設であるため適用対象。 （4号炉 申請●理由） 本要求に対する設計方針を本文五号ロ. (3) (i) a. (a)に記載しており、自然現象のうち「竜巻」に係る設計方針は、本文五号ロ. (3) (i) a. (a) (a-1)に記載している。今回、燃料集合体の構造に変更はないが、仕様（「添付書類八 第3.2.1表」等）を変更しており、改めて設計方針を示す必要があるため申請対象。 なお、設計の詳細は設工認において説明するが、許可段階においては設計方針に変更が無いことを補足説明資料にて示す。 また、「竜巻」以外の自然現象に係る設計方針は、本申請による燃料集合体の変更の影響を受けないことから、申請対象外。なお、本条文は気象資料の更新の影響を受けない。 （3号炉 申請×理由） 3号炉設備に変更は無いことから申請対象外。なお、本条文は気象資料の更新の影響を受けない。（以下、第六条の3号炉申請対象外条文について同様）	【本文五号】 ・ロ. (3) (i) a. (a) (a-1) （変更なし）
	2	—	重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。	○	×	×	（適用○理由） 重要安全施設に対する要求であり、炉内にある燃料集合体は当該施設であるため適用対象。 （4号炉 申請×理由） 炉内にある燃料集合体は建屋内にあることから自然現象による影響は受けないとしており、自然現象と設計基準事故の重畳は考慮不要である方針としているため申請対象外。なお、本条文は気象資料の更新の影響を受けない。	—
	3	—	安全施設（兼用キャスクを除く。）は、工場等内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。	○	×	×	（適用○理由） 安全施設に対する要求であり、燃料集合体は当該施設であるため適用対象。 （4号炉 申請×理由） 人為による事象のうち「近隣工場等の火災」は燃料集合体が屋内にあることから影響はなく、また、「電磁的障害」は燃料集合体に影響を与えないとしているため申請対象外。なお、本条文は気象資料の更新の影響を受けない。	—
	4	—	兼用キャスクは、次に掲げる自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。	×	—	—	（適用×理由） 兼用キャスクに対する要求事項のため、申請対象外。	—
		一	兼用キャスクが竜巻により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な竜巻として原子力規制委員会が別に定めるもの					
		二	想定される森林火災					
	5	—	前項の規定は、兼用キャスクについて第一項の規定の例によることを妨げない。	×	—	—	同上	—
	6	—	兼用キャスクは、次に掲げる人為による事象に対して安全機能を損なわないものでなければならない。	×	—	—	同上	—
		一	兼用キャスクは、次に掲げる人為による事象に対して安全機能を損なわないものでなければならない。					
		二	工場等の周辺において想定される兼用キャスクの安全性を損なわせる原因となるおそれがある火災					
7	—	前項の規定は、兼用キャスクについて第三項の規定の例によることを妨げない。	×	—	—	同上	—	

第2章 設計基準対処施設	第十二条 安全施設	1	安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。	○	●	×	(適用○理由) 安全施設に対する要求であり、燃料集合体は当該施設であるため適用対象。 (4号炉 申請●理由) 本要求に対する設計方針を本文五号ロ.(3)(i)a.(g)(g-1)に記載しているが、安全施設である燃料集合体の仕様(「本文五号ハ.(2)(ii)燃料被覆材の種類」等)を変更していることから改めて設計方針を示す必要があるため本条文は申請対象。 なお、設計の詳細は設工認において説明するが、許可段階においては設計方針に変更が無いことを補足説明資料にて示す。 (3号炉 申請×理由) 3号炉設備に変更は無いことから申請対象外。なお、本条文は気象資料の更新の影響を受けない。(以下、第十二条の3号炉申請対象外条文について同様)	【本文五号】 ・ロ.(3)(i)a.(g)(g-1) (変更なし)
		2	安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障(単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。))をいう。以下同じ。)が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。	○	○	○	(適用○理由) 安全機能の重要度が特に高い安全機能を有する系統に対する要求であるが、燃料集合体の変更を実施しても所定の安全機能を達成できる必要があるため適用対象。 (4号炉 申請○理由) 本要求に対する設計方針は、本文五号ロ.(3)(i)a.(g)(g-1)に記載しているが、高燃焼度燃料の使用及び気象資料の更新により、静的機器の単一故障に係る評価(「添付書類十3.4.4.3」等)が変更となるため、設計方針の成立性を示し、適合性を確認する必要があることから申請対象。 (3号炉 申請○理由) 今回、4号炉と同様に3号炉の気象資料の更新を実施しており、静的機器の単一故障に係る評価(「添付書類十3.4.4.3」)が変更となるため、設計方針の成立性を示し、適合性を確認する必要があることから申請対象。	【本文五号】 ・ロ.(3)(i)a.(g)(g-1) (変更なし) 【添付書類十】 (4号炉) ・3.4.4.3 ・3.5.1.3 ・3.5.2.3 (3号炉) ・3.4.4.3
		3	安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものでなければならない。	○	●	×	(適用○理由) 安全施設に対する要求であり、燃料集合体は当該施設であるため適用対象。 (4号炉 申請●理由) 本要求に対する設計方針は、本文五号ロ.(3)(i)a.(g)(g-1)に記載しているが、燃料集合体の仕様(「本文五号ハ.(2)(ii)燃料被覆材の種類」等)を変更していることから改めて設計方針を示す必要があるため本条文は申請対象。 なお、設計の詳細は設工認において説明するが、許可段階においては設計方針に変更が無いことを補足説明資料にて示す。	【本文五号】 ・ロ.(3)(i)a.(g)(g-1) (変更なし)
		4	安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	○	●	×	同上	同上
		5	安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならない。	○	×	×	(適用○理由) 安全施設に対する要求であり、燃料集合体は当該施設であるため適用対象。 (4号炉 申請×理由) 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物の発生低減等に係る考慮事項は、安全施設そのものによらないため、申請対象外。なお、本条文は気象資料の更新の影響を受けない。	—
		6	重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。	○	×	×	(適用○理由) 重要安全施設に対する要求であり、燃料集合体は当該施設であるため適用対象。 (4号炉 適用×理由) 燃料集合体は二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものではないため、申請対象外。なお、本条文は気象資料の更新の影響を受けない。	—
		7	安全施設(重要安全施設を除く。)は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。	○	×	×	(適用○理由) 安全施設(重要安全施設を除く。)に対する要求であり、燃料集合体は当該施設であるため適用対象。 (4号炉 申請×理由) 二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものではない為、申請対象外。なお、本条文は気象資料の更新の影響を受けない。	—

第十三条 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止	1	設計基準対象施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。	運転時の異常な過渡変化時において次に掲げる要件を満たすものであること。			(適用○理由) 設計基準対象施設に対する要求であり、燃料集合体を変更した場合でも、運転時の異常な過渡変化時において要件を満たす必要があるため適用対象。 (4号炉 申請○理由) 高燃焼度燃料の使用により、運転時の異常な過渡変化に対する解析及び評価(本文十号イ.)が変更となるため、本条文に係る適合性を確認する必要があることから申請対象。 (3号炉 申請×理由) 3号炉設備に変更は無いことから申請対象外。なお、本条文は気象資料の更新の影響を受けない。(以下、第十三条の3号炉申請対象外条文について同様)	【本文五号】 ・ロ.(3)(i)a.(h) (変更なし) 【十号】 ・イ.				
			イ	最小限界熱流束比(燃料被覆材から冷却材への熱伝達が低下し、燃料被覆材の温度が急上昇し始める時の熱流束(単位時間及び単位面積当たりの熱量をいう。以下同じ。)と運転時の熱流束との比の最小値をいう。)又は最小限界出力比(燃料体に沸騰遷移が発生した時の燃料体の出力と運転時の燃料体の出力との比の最小値をいう。)が許容限界値以上であること。	○			◎	×		
			ロ	燃料被覆材が破損しないものであること。	○			◎	×	同上	同上
			ハ	燃料材のエンタルピーが燃料要素の許容損傷限界を超えないこと。	○			◎	×	同上	同上
			ニ	原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の一・一倍以下となること。	○			◎	×	同上	同上
	2	設計基準事故時において次に掲げる要件を満たすものであること。	炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を十分に冷却できるものであること。			(適用○理由) 設計基準対象施設に対する要求であり、燃料集合体を変更した場合でも、設計基準事故時において要件を満たす必要があるため適用対象。 (4号炉 申請○理由) 高燃焼度燃料の使用により、設計基準事故に対する解析及び評価(本文十号ロ.)が変更となるため、本条文に係る適合性を確認する必要があることから申請対象。	【本文五号】 ・ロ.(3)(i)a.(h) (変更なし) 【十号】 ・ロ.				
			イ	炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を十分に冷却できるものであること。	○			◎	×		
			ロ	燃料材のエンタルピーが炉心及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するための制限値を超えないこと。	○			◎	×	同上	同上
			ハ	原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の二・二倍以下となること。	○			◎	×	同上	同上
			ニ	原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力及び原子炉格納容器バウンダリにおける温度が最高使用圧力及び最高使用温度以下となること。	○			◎	×	同上	同上
ホ	設計基準対象施設が工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。	○	◎	◎	(適用○理由) 設計基準対象施設に対する要求であり、燃料集合体の変更を実施した場合でも、設計基準事故時において要件を満たす必要があるため適用対象。 (4号炉 申請◎理由) 高燃焼度燃料の使用及び気象資料の更新により、設計基準事故に対する解析及び評価(本文十号ロ.)が変更となるため、本条文に係る適合性を確認する必要があることから申請対象。 (3号炉 申請◎理由) 今回、4号炉で高燃焼度燃料を使用し、3号炉の気象資料も更新を実施しており、設計基準事故に対する解析及び評価(本文十号ロ.)が変更となるため、本条文に係る適合性を確認する必要があることから申請対象。	同上					

第2章 設計基準 対処施設	第十五条 炉心等	1	設計基準対象施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。	○	◎	×	(適用○理由) 原子炉固有の出力制御特性及び反応度制御に係る条文であり、燃料集合体に変更になり、これらに影響があることから適用対象。 (4号炉 申請◎理由) 高燃焼度燃料の使用により燃料集合体の仕様(「本文五号ハ.(1)(ii)燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量」等)を変更するため、本条文に係る適合性を確認する必要があることから申請対象。 (3号炉 申請×理由) 3号炉設備に変更は無いことから申請対象外。なお、本条文は気象資料の更新の影響を受けない。(以下、第十五条の3号炉申請対象外条文について同様)	【本文五号】 ・ロ.(3)(i)a.(j) (変更なし) ・ハ.(1)(ii) ・ハ.(2)(i)	
		2	炉心は、通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉冷却系統、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えないものでなければならない。	○	◎	×	(適用○理由) 通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に燃料要素の許容損傷限界を超えないことを要求する条文であり、燃料集合体に変更になり、これらに影響があることから適用対象。 (4号炉 申請◎理由) 高燃焼度燃料の使用により燃料集合体の仕様(「本文五号ハ.(1)(ii)燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量」等)を変更するため、本条文に係る適合性を確認する必要があることから申請対象。	【本文五号】 ・ロ.(3)(i)a.(j) (変更なし) ・ハ.(1)(ii)、(iii)、(iv) ・ハ.(2)(i)	
		3	燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できるものでなければならない。	○	○	×	(適用○理由) 燃料体に対する要求であるため適用対象。 (4号炉 申請◎理由) 本条文の解釈において、燃料集合体の制御棒挿入性及び冷却可能な形状が確保される設計であることが要求されている。本要求に対する設計方針は、本文五号ロ.(3)(i)a.(j)に記載しているが、今回、燃料集合体の仕様(「添付書類八 第3.2.1表」等)を変更するため、変更後も本設計方針に変更の必要が無く、設置許可基準規則に適合していることを示す必要があることから本条文は申請対象。 なお、解釈にて要求のある、燃料集合体の制御棒挿入性及び冷却可能な形状の確保についての評価は設計及び工事計画可申請において説明する。	【本文五号】 ・ロ.(3)(i)a.(j) (変更なし) 【添付書類八】 ・3.2.1(4)	
		4	燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けないものでなければならない。	○	◎	×	(適用○理由) 燃料体に対する要求であるため適用対象。 (4号炉 申請◎理由) 高燃焼度燃料の使用により、燃料集合体の仕様(「本文五号ハ.(2)(ii)燃料被覆材の種類」等)を変更するため、燃料体の一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷に係る適合性を確認する必要があることから申請対象。	【本文五号】 ・ロ.(3)(i)a.(j) (変更なし) ・ハ.(2)(ii)	
		5	燃料体は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	○	◎	×	(適用○理由) 燃料体に対する要求であるため適用対象。 (4号炉 申請◎理由) また、高燃焼度燃料の使用により燃料集合体の仕様(「本文五号ハ.(1)(i)燃料材の種類」等)を変更するため、燃料体に必要な物理的及び化学的性質の保持に係る適合性を確認する必要があることから申請対象。	【本文五号】 ・ロ.(3)(i)a.(j) (変更なし) ・ハ.(2)(i)(ii)	
		—	燃料体は、次に掲げるものでなければならない。						
		6	通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。	○	◎	×	(適用○理由) 燃料体に対する要求であるため適用対象。 (4号炉 申請◎理由) 高燃焼度燃料の使用により燃料集合体の仕様(「本文五号ハ.(2)(ii)燃料被覆材の種類」等)を変更するため、燃料被覆材の放射性物質の閉じ込めの機能の確保に係る適合性を確認する必要があることから申請対象。	【本文五号】 ・ロ.(3)(i)a.(j) (変更なし) ・ハ.(2)(ii)	
—	輸送中又は取扱中において、著しい変形を生じないものとする。	○	○	×	(適用○理由) 燃料体に対する要求であるため適用対象。 (4号炉 申請◎理由) 本条文は、燃料体の輸送中又は取扱中における著しい変形を生じないことが要求されている。本要求に対する設計方針は、本文五号ロ.(3)(i)a.(j)に記載しているが、今回、燃料集合体の仕様(「添付書類八 3.2.1(4)」)を変更するため、燃料被覆材の変更後も本設計方針に変更の必要が無く、設置許可基準規則に適合していることを示す必要があることから本条文は申請対象。	【本文五号】 ・ロ.(3)(i)a.(j) (変更なし) 【添付書類八】 ・3.2.1(4)			

第2章 設計基準 対処施設	第十七条 原子炉冷却材 圧力バウンダリ	発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。						
		一	通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとする事。	×	—	—	(適用×理由) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に係る条文であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第十三条第1項第1号ニ及び第2号ハへの適合性確認において問題ないことが確認できるため適用対象外。	—
		二	原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置を有するものとする事。	×	—	—	(適用×理由) 原子炉冷却材圧力バウンダリの原子炉冷却材の流出を制限するための隔離装置の設置に関する条文であり、本申請の影響を受けないことから適用対象外。	—
		三	通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものとする事。	×	—	—	(適用×理由) 原子炉冷却材圧力バウンダリの破壊じん性に係る条文であり、高燃焼度燃料の使用に伴う影響については第十三条第1項第2号ロへの適合性確認において問題ないことが確認できるため適用対象外。	—
		四	原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有するものとする事。	×	—	—	(適用×理由) 原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置の設置に関する条文であり、本申請の影響を受けないことから適用対象外。	—
第三章 重大事故等 対処施設	第六十一条 緊急時対策所	第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。						
		一	重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。	○	×	×	(適用○理由) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまるための設備設計に対する要求であるが、高燃焼度燃料の使用により設備設計の内居住性に係る被ばく評価の条件となる炉心内蓄積量に変化するため適用対象。 (申請×理由) 燃料集合体に係る要求ではないこと並びに高燃焼度燃料の使用及び気象資料の変更を実施した場合でも居住性に係る被ばく評価結果が事故後7日間で100mSvを超えないことを確認し、現設備設計において要求事項を満足しており、本文五号チ、(1)(iii)b.、本文五号チ、(1)(iv)b.及び本文五号ヌ、(3)(vi)に記載する設計方針に変更が無いことから申請対象外。	—
		二	重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。	×	—	—	(適用×理由) 重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備の設置に関する条文であり、本申請の影響を受けないことから適用対象外。	—
		三	発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。	×	—	—	(適用×理由) 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備の設置に関する条文であり、本申請の影響を受けないことから適用対象外。	—
		2	緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。	×	—	—	(適用×理由) 重大事故等に対処するために必要な数の要員の収容に関する条文であり、本申請の影響を受けないことから適用対象外。	—

※ 既許可から変更の無い記載を含む。また、添付書類のみ変更となる場合は添付書類の該当箇所を記載。

玄海4号炉 高燃焼度燃料の使用に係る申請対象条文のうち、
申請書本文及び添付書類の変更が無い条文の整理について

1. 概要

申請対象条文のうち分類が「●：申請書本文及び添付書類の変更が無いもの」（以下「分類●の条文」）について、以下の通り整理する。

2. 整理

分類●の条文についての整理を以下に示す。

表 分類●の条文についての整理結果

条項	既許可内容	申請理由	適合性説明方針
第4条 (第1,5項)	設計方針 (本文)	・燃料集合体 ^{※1} の仕様 が変更となるため、燃料集合体 の詳細設計に向け、設計方針を 示して本条文の基準に適合して いることを示すため。	・補足説明資料にて、設計方針 に変更が無いことを示す。 ・基準への適合性については、 設計方針に変更が無いことを 示すことで確認され、詳細な 設計及び評価結果は後段規制 である設工認 ^{※2} にて確認される。
第6条 (第1項)	同上	同上	同上
第12条 (第1,3,4項)	同上	同上	同上

※1 燃料集合体は設計基準対象施設及び安全施設に該当。

※2 上記条項に対する設工認時の説明資料は以下の通り

第4条：耐震性に関する説明書

第6条：発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書

第12条：安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

上記の通り、分類●の条文については、後段規制における詳細設計に向け、許可段階の設計方針を示すため申請対象としている。補足説明資料にて設計方針に変更が無いことを説明する予定であり、その確認により、基準適合性が確認いただけるものと考えている。

以上